



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

～インターネット通信販売で模倣品!?!～

【事例】

有名ブランドのランニングシューズをインターネットで見つけた。振込口座が外国人の名義だったが、以前から探していた商品なので、迷うことなく注文し、代金を振り込んだ。

後日、国際郵便で届いた荷物を開けると、注文したものと違っていただけか、作りも粗雑で本物か疑わしい。交換希望のメールを送信したが何の連絡もない。

【ひとことアドバイス】

- ◇海外通販サイトの利用者から「注文した商品が模倣品のようだ」「代金を支払ったのに商品が届かない」といった相談が寄せられています。
- ◇サイトは日本語で書かれているため、海外事業者の運営するサイトとは分からずに、思わず注文してしまうケースがあります。不自然な日本語で書かれている場合は注意しましょう。
- ◇極端に割安な物は模倣品の可能性があります。模倣品の輸入は、購入者が法律違反に問われる恐れもあります(返送も同様)。
- ◇怪しいと思った時はすぐにカード会社へ連絡して支払いを止め、消費者庁越境消費者センター (<http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>) へ連絡しましょう。

